

議案第131号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 児童発達支援 第1節～第4節 [略] 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条— <u>第61条の2</u> ） 第4章～第7章 [略] 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) [略] (12) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びにさ	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 児童発達支援 第1節～第4節 [略] 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条— <u>第61条</u> ） 第4章～第7章 [略] 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) [略] (12) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びにさ

いたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第60条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1)・(2) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第61条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第82条に規定する指定小

いたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第60条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1)・(2) [略]

規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス条例第87条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さ

を有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数と指定障害福祉サービス条例第97条の規定により基準該当生活介護事業所とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第83条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第4章 [略]

(設備)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 [略]

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第70条、第72条、第76条及び第77条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第70条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第81条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第81条において準用する第70条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3

第4章 [略]

(設備)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 [略]

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条、第61条、第70条、第72条、第76条及び第77条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第70条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第81条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第81条において準用する第70条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3項」と、第2

項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第81条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第81条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第81条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第81条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条において準用する第53条第2項」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第60条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。））」と、第61条中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。））」と、第61条の2中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条の2及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。））」と、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と、第77条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

6条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第81条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第81条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第81条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第81条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条において準用する第53条第2項」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第60条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。））」と、第61条中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。））」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。））」と、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と、第77条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

る条例の一部改正)

2 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号。<u>以下「指定通所支援条例」という。</u>）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援条例</u>第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>指定通所支援条例</u>第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>指定通所支援条例</u>第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>指定通所支援条例</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域にお</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びにさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>同条例</u>第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>同条例</u>第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>同条例</u>第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（<u>同条例</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域にお</p>

いて生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第81条において準用する指定通所支援条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第81条において準用する指定通所支援条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

いて生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援条例第6 1条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第8 1条において準用する指定通所支援条例第6 1条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第8 3条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第1 1 1条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第9 7条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援条例第6 1条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第8 1条において準用する指定通所支援条例第6 1条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス条例第8 3条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) [略]

(3) [略]

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第8 3条に規定する基準を満たしていること。

(5) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第1 1 1条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第9 7条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス条例第8 3条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) [略]

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。））、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 [略]

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。））、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 [略]